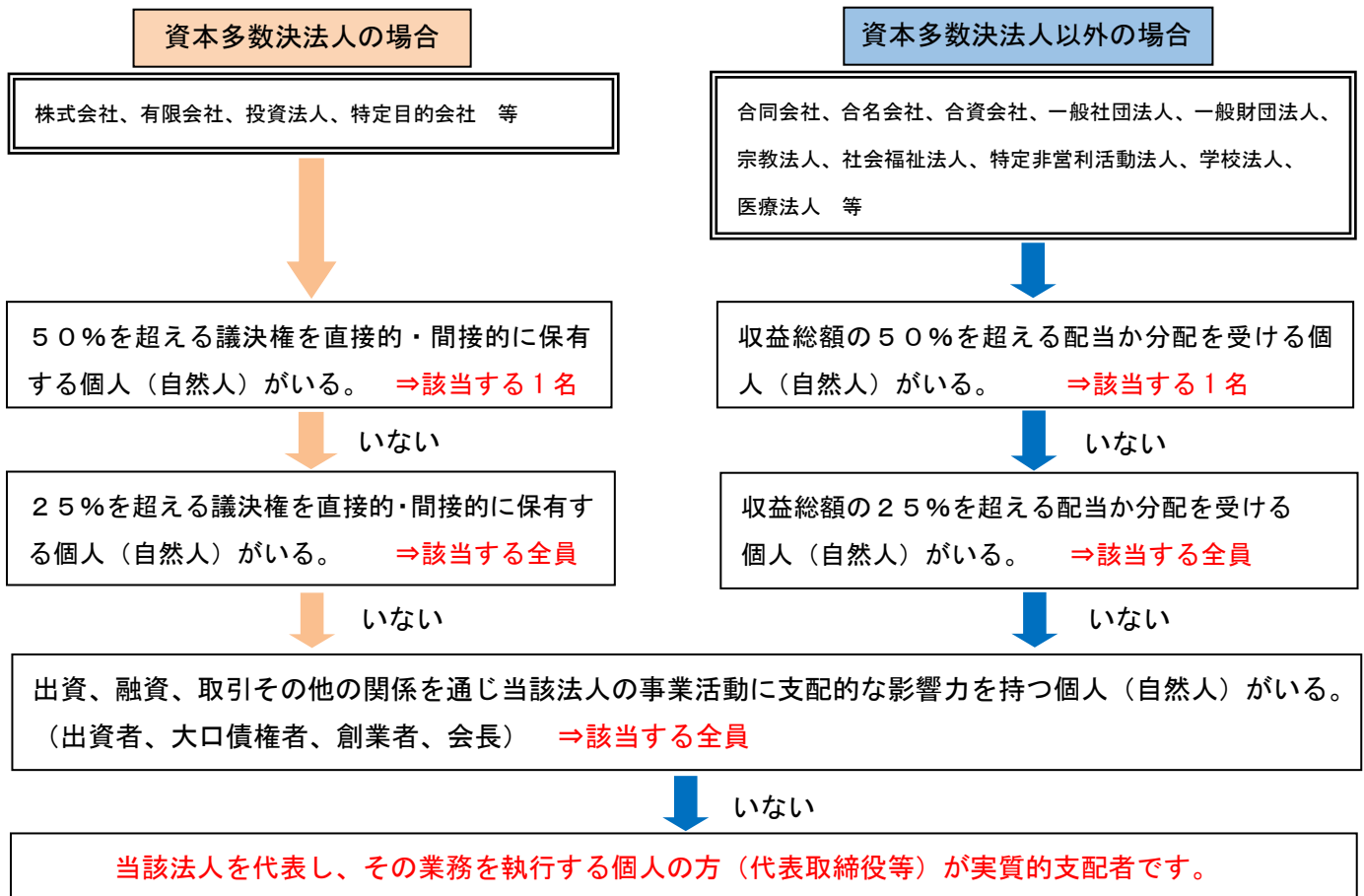


～実質的支配者確認方法～

「実質的支配者」とは、

議決権の25%超を直接または間接に保有^{※1}する等、法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方をいいます。^{※2}



※1 間接保有とは、「議決権の50%超を保有する支配法人」を通じて保有していることをいいます（下記の例をご参照）。

※2 病気などにより、法人を実質的に支配する意思または能力を有していない、あるいは業務の執行を行うことのできない個人の方は実質的支配者に該当しません。

【実質的支配者が直接または間接に25%超の議決権を保有する例】

